

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20181002	中国糧飼輸送株式会社 法人番号(6260001015255) 代表者大久保俊充	岡山県岡山市南区中畦257-1	倉敷支店営業所	岡山県倉敷市松江3丁目2-115	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第3項前段、第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成30年5月15日及び同年5月31日に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下施行規則)第2条第1項第4号)(2)事業計画事前変更届出違反(事業用自動車の数)(施行規則第6条第1項第1号)(3)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	5
20181002	西大寺運送有限会社 法人番号(6260002004182) 代表者入倉栄作	岡山県岡山市東区神崎町1830-1	広島営業所	広島県広島市安佐南区伴中央4丁目4-28	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年2月22日、同年3月14日及び同年4月24日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5

20181003	有限会社日栄商事 法人番号(5280002003200) 代表者森脇哲也	岡山県総社市小寺1281-11	本社営業所	岡山県総社市駅前2丁目6-21	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第3項後段、第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29年10月31日、同年12月4日及び同年12月12日に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下施行規則)第2条第1項第4号)(2)事業計画の変更認可違反(休憩・睡眠施設)(施行規則第2条第1項第5号)(3)事業計画事後変更届出違反(営業所の位置)(施行規則第7条第1項第3号)(4)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(5)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(10)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	4	4
20181019	有限会社三雅急送 法人番号(6260002018356) 代表者藤川信樹	岡山県倉敷市宮前491-5	本社営業所	岡山県総社市日羽436-38	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成29年9月29日及び同年11月21日に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画事前変更届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5

20181030	喜多屋商事株式会社 法人番号(1240001035813) 代表者赤木晋二	広島県福山市瀬戸町長和 甲467-1	本社営業所	広島県福山市瀬戸町長和 甲467-1	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	島根県公安委員会から酒気帯び運転をしたとして道路交通法違反の通知を受けたこと及び情報提供を端緒として、平成30年5月24日に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(10)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5
20181030	株式会社ゼネラル・ カーゴ・サービス 法人番号(9240001022861) 代表者福永俊介	広島県東広島市西条吉行 東1丁目5-29	本社営業所	広島県東広島市西条吉行 東1丁目5-29	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項、第4 項及び第18条第1項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年4月19日及び同年5月16日に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(8)運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	4	4

20181031	両備トランスポート株式会社 法人番号(1250001004024) 代表者田邊学	埼玉県越谷市西新井453-1	セメント広島営業所	広島県広島市南区出島2丁目22-66	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	乗務中の事故により運転者が死亡したことを端緒として、平成30年7月24日及び同年9月27日に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
----------	--	----------------	-----------	--------------------	------	-------------------	--	---	---